

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成24年9月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて
- 議第 7号 平成25年度三条市農林関係予算の要望について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 使用貸借の解約通知について
- 報第 5号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第 6号 農地潰廃通報について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 34名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 卷 純 一 委員 |
| 3番 清 水 栄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |

24番	高山	博	委員	25番	佐藤	裕雄	委員
26番	阿部	新一郎	委員	27番	星野	英治	委員
28番	藤田	吉則	委員	29番	渡邊	一英	委員
30番	原	正利	委員	31番	小師	勉	委員
32番	目黒	伸一	委員	33番	山田	佳典	委員
34番	蒲澤	正	委員	35番	小林	六一	委員

欠席委員 1名

23番 野崎 文夫 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	大坂 純司
事務局 次長	渡邊 博之
経営基盤係副参事	麦倉 政勝
農地係 主任	堀江 定昭

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長（坂井会長代理）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開催いたします。

先ほど事務局から連絡がありましたように、野崎会長さんが体調を崩されまして、今入院・加療中であります。私も19日の日伺いしましたが、非常に元気なので、間もなく退院されるのではないかなと思います。何せ私初めて議長を務めますので、ふなれでするので、皆様のご協力よろしくお願ひします。

ことしは猛暑で、また秋口まで天候がよかったのか、私も今出勤中にこれを見ますと、山手のほうではところどころに刈り残しの稲が見える、あるいは三条地区、栄地区では、大規模農家の方々が少しまだ残っているかなという程度まで稲刈りも進んだようでございます。

それで、ことしの夏は猛暑でしたので、非常に等級が気になりましたので、昨日、JAにいがた南蒲へ電話を入れて、昨日現在までの等級を伺いましたところ、三条地区ではこしいぶきは91.5%が1等米だと。それにコシヒカリが71.5%。下田地区では、こしいぶきが84.1%が1等米、それからコシヒカリが78.9%。栄地区のほうがかしいぶきの1等比率が非常によくて97.7%だそうです。それから、コシヒカリのほうがかしいぶきが85.5%。まだ完全に終わったわけではないんですけども、夏場の皆さんの管理が非常に行き届いたというか、昨年のように2等米というのは多く出なくて、1等米比率のほうがかしいというお話でございました。本当に余すところあと少しになったわけですけども、皆さんも体に留意しながら、最後の追い上げで頑張ってくださいと思います。

それでは、今月の結果報告。9月1日には、皆さん全員で農地パトロールをしたわけですが、その結果については後で出てくるかと思えます。

9月18日に第385回の県農業会議の常任委員会がありました。これ私出席しておりませんので、後にまた会長さんからあるいはまた事務局のほうから内容についての説明があるかと思えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席者34名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。6番、捧委員、30番、原委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

座らせて議事を進めさせていただきます。

議第1号『農用地利用集積計画について』、早速議事に入ります。

事務局、ご説明をお願いします。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

2ページをごらん願います。新規設定4件、3万1,842㎡、再設定7件、1万5,202.97㎡であります。合計では11件、4万7,044.97㎡であります。

それでは、1ページに戻りまして、54番から順に説明いたします。

54番は、月岡地内の農地8筆、4,048㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

55番は、中曾根新田地内の農地6筆、1万2,111㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

56番は、新堀地内の農地6筆、1万840㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

57番は、新堀地内の農地4筆、4,843㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の58番から2ページの64番までの7件につきましては、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

いずれも申請人の書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果報告を願います。

第2部会長は、私の隣に座っていただきたいと思えます。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

改めましておはようございます。それでは、報告させていただきます。それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、9月24日9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員、坂井会長代理のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件につきまして意見決定を経て、10時に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定4件、再設定7件、合計11件、面積にして4万7,044.97㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方は、ご発言願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。第1号議案につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（坂井会長代理）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

4ページをごらん願います。今月の申請は、6件の申請で、合計2万688.35㎡であります。

それでは、戻りまして3ページの28番から順に説明いたします。

28番は、井栗1丁目地内の農地1筆、185㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約270万円であります。

29番は、福島新田地内の農地2筆、7,129㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり80万円であります。

30番は、曲谷地内の農地11筆、2,357㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約25万円でありま

す。

31番は、吉田地内の農地1筆、31㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、贈与により取得するものであります。

32番は、月岡地内の農地2筆、986㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者に使用貸借権を設定するものであります。

33番は、月岡地内の農地28筆、1万0,000.35㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者に使用貸借権を設定するものであります。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなどから、許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの2件、合計件数6件、面積2万688.35㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方は、ご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

異議ないものと認めます。

議長（坂井会長代理）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

6ページをごらん願います。今月の申請は4件の申請で、合計1,013㎡であります。

それでは、戻りまして5ページの16番から順に説明いたします。

16番は、下保内地内の農地2筆、442㎡を店舗1棟の用地に計画変更したいものです。場所につきましては、JR信越線西側の国道408号線沿いで、農用地区分は第3種農地に該当しております。

17番は、西大崎1丁目地内の農地2筆、223㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約5万2,000円であります。場所につきましては、サンファーム三条から西へ200m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しています。

18番は、若宮新田地内の農地2筆、181㎡を売買により取得し、住宅1棟の建設用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,000円であります。場所につきましては、新堀地内のコンビニエンスストアの東側隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

19番は、上須頃地内の農地2筆、167㎡を住宅1棟、駐車場3台の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円であります。場所につきましては、須頃小学校から北へ100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、件数にして4件、面積にして1,013㎡で、現地調査を含む書類審査並びに事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方は、ご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（坂井会長代理）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題にいたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

7ページをごらん願います。今月の申請は、1件の申請で、294㎡であります。

13番は、下保内地内の農地1筆、294㎡を農機具格納庫1棟、物置1棟、パイプ式テント倉庫1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、保内小学校北側100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして1件、面積にして294㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方は、ご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（坂井会長代理）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

9ページをごらん願います。今月の申請は、7件の申請で、合計2,364㎡であります。

それでは、戻りまして8ページの72番から順に説明いたします。

72番から74番は、先ほど事業計画変更承認申請後の農地法第5条の許可申請でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、9ページをごらん願います。

75番は、福島新田地内の農地2筆、602㎡を売買により取得し、駐車場15台分と通路敷地の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円です。場所につきましては、国道8号線善久寺交差点から西側へ約200m付近であります。農用地区分は、第2種農地に該当しております。

76番は、東鱈田地内の農地2筆で、104㎡を売買により取得し、倉庫1棟、駐車場2台分の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万6,000円です。場所につきましては、西鱈田小学校の北側隣接地であります。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

77番は、前谷内地内の農地1筆で、412㎡を賃借権の設定により取得し、移動通信基地局新設工事に伴う仮設用地として、平成24年10月20日から平成25年4月19日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、JR帯織駅南側約200m付近で、農用地区分は農振農用地区域に該当しております。

78番は、直江町4丁目地内の農地1筆、675㎡を売買により取得し、倉庫1棟、駐車場、通路用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり1万6,000円です。場所につきましては、旧斎場の西側200m付近です。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告願います。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして7件、面積にして2,364㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、い

ずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいまの許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（坂井会長代理）

議第6号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第6号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』説明いたします。

10ページをごらん願います。今月の申請は、1件であります。

議案中の事件番号平成23年（ケ）第40号、物件1及び2の競売となる土地は、福島新田地内の農地2筆、1、428㎡で、農業振興地域外であり、また都市計画法の用途地区外でもあります。競売入札期間は、平成24年10月5日から平成24年10月15日で、見積もり価格は732万円であります。債権者は2名で、1名は三条市役所、もう一名は東京都に本社があるあおぞら債権回収株式会社でございます。競売願い出者は1名で農業を営む方で、経営規模拡大を図るため願い出されたものであります。場所につきましては、国道8号線西側沿線でありまして、善久寺交差点から新潟市方向へ500m付近の農地であります。

なお、願い出者の書類及び現地確認をしたところ、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えているなどのことから、許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告願います。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第6号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積など許可要件全て満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長、自分の席にお戻りください。ありがとうございました。

議長（坂井会長代理）

続きまして、議第7号『平成25年度三条市農林関係予算の要望について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げ、議論していただいた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがとご提案申し上げます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

ご異議ないものと認めます。

それでは、議第7号につきましては農政対策部会に付託をいたすことにします。農政対策会長、よろしく申し上げます。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（坂井会長代理）

それでは、第2号から第7号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局、ご説明をお願いします。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言願いたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わりにします。

そのほか皆さんのほうからご発言ございませんか。

発言がないようですので、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第3調査部会長。4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。10月25日、午前9時から厚生福祉会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、ご出席をお願いします。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時06分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 6 番）

議事録署名委員（30 番）
